

大蔵委員会議録第四十五号

昭和二十九年四月二十二日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君

理事 井上 良二君

大上 司君 吉米地英俊君

福田 越夫君 藤枝 泉介君

福田 泰芳君 小川 豊明君

春日 一幸君 平岡忠次郎君

出席國務大臣 小笠原三九郎君

出席政府委員 法制局長 林 修三君

外務事務官(経 永井三樹三君

済局長心得)

大蔵政務次官 植木庚子郎君

(大蔵事務官(主計局長) 森永貞一郎君

農林事務官(食 前谷 重夫君

糧庁長官)

委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

四月二十一日

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一六一号)
大蔵省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一二二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一四三三号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出第一四七号)

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案(内閣提出第一五二二号)

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一六一号)

大蔵省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一二二号)

○千葉委員長 これより会議を開きます。

本日は、まず一昨二十日当委員会に審査を付託されました物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案及び昨二十一日付託されました日本国とアメリカ合衆国との間の

二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、大蔵省関係法令の整理に関する法律案の三案を一括議題として政府当局より順次提案趣旨の説明を聴取いたします。植木大蔵政務次官。

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のために必要な機械器具を貸し付けるとき

第三条第五号中「生活困窮者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げた者であつて応急救助を要する者」を「災害による被害者その他の者で応急救助を要するもの」に改める。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

三 国有林野法第二条に規定する国有林野の所在する地方の地方

公共団体又は住民が震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米所得税条約」という。)及び「日米所得税条約」という。及び遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米相続税条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法

律第二十七号)及び相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(利子所得等に対する所得税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)の居住者又は合衆国の法人であるもの(同法の施行地に恒久的施設を有する者を除く)が支払を受ける日米所得税条約第六条又は第七条に規定する利子又は使用料その他の料金で同法の施行地にその源泉があるものに對する同法第十七条、第十八条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。但し、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二条の二、第二条の三、第三条及び第三条の二の規定の適用を妨げない。

2 前項において「恒久的施設」とは、日米所得税条約第二条第一項(ロ)に規定する恒久的施設をいう。(未成年者控除の特例)

第三条 相続(被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈を含む。以下同じ)に因り相続税法の施行地にある財産を取得した者がその取得の時において同法の施行地に住所を有せず、且つ、十八

七年勅令第四百四十四号)

四十五 軍費支弁の爲公債募集に
關する法律 (明治二十八年法律
第八号)

四十六 内務省所管諸官衙及議院
建築費並筑後川修築費繰越に關
する法律 (明治二十八年法律第
九号)

四十七 震災地方租稅特別処分法
(明治二十八年法律第二十九号)

四十八 官設鐵道用品資金増加法
律 (明治二十九年法律第一号)

四十九 官設鐵道用品を官設鐵道
用品資金より買入るとき前金
払概算渡に關する法律 (明治二
十九年法律第二号)

五十 營業滿期国立銀行処分法
(明治二十九年法律第七号)

五十一 国立銀行紙幣の通用引換
期限に關する法律 (明治二十九
年法律第八号)

五十二 鎮守府造船材料資金増加
に關する法律 (明治二十九年法
律第九号)

五十三 臨時軍事費特別會計に關
する法律 (明治二十九年法律第
十号)

五十四 国立銀行營業滿期前特別
処分法 (明治二十九年法律第十
一号)

五十五 鐵道公債及事業公債利子
支払期改正法律 (明治三十年法
律第一号)

五十六 東京大阪砲兵工廠搬運
轉資本増加に關する法律 (明治
三十年法律第三号)

五十七 千住製鐵所搬運轉資本
増加に關する法律 (明治三十年
法律第四号)

五十八 震災地方租稅特別処分法

(明治三十年法律第二十二号)

五十九 明治二十九年度海軍省所
管歲出臨時部臨時軍事費中支出
未済予算額の繰越使用に關する
法律 (明治三十年法律第二十八
号)

六十 水害地方地租特別処分法
(明治三十年法律第三十号)

六十一 煙草製造營業者煙草稅現
金収納に關する法律 (明治三十
年法律第四十号)

六十二 家藏寶典藏処分法 (明治
三十年法律第五十号)

六十三 一円銀貨幣引換に關する
法律 (明治三十一年法律第五号)

六十四 政府發行紙幣通用廢止に
關する法律 (明治三十一年法律
第六号)

六十五 特別輸出港輸出品指定
に關する法律 (明治三十一年法
律第七号)

六十六 水害地方地租特別処分法
(明治三十一年法律第二十二号)

六十七 水害地方地租特別処分法
(明治三十一年法律第三号)

六十八 償金を公債費途へ繰替運
用に關する法律 (明治三十二年
法律第八号)

六十九 造幣局搬運轉資本増加
に關する法律 (明治三十二年法
律第十一号)

七十 特別年限地租増徴に關する
法律 (明治三十二年法律第四十
三号)

七十一 製造煙草輸出交付金に關
する法律 (明治三十二年法律第
七十四号)

七十二 家藏寶典藏処分法施行法
(明治三十二年法律第八十四号)

七十三 水害地方地租特別処分法
(明治三十三年法律第一号)

七十四 印刷局搬運轉資本増加
に關する法律 (明治三十三年法
律第七号)

七十五 虫害地地租特別処分法
(明治三十三年法律第二十四号)

七十六 外國より輸入する鹹魚燻
製魚及魚粕に關する法律 (明治
三十三年法律第八十六号)

七十七 清國事件に關する財政上
必要処分件 (明治三十三年勅
令第二百七十七号)

七十八 内務省所管歲出臨時部土
木事業費中信濃川河口修築費繰
越に關する法律 (明治三十四年
法律第四号)

七十九 北海道鐵道部支那局及派
出工場現金前渡官吏設置に關す
る法律 (明治三十四年法律第十
五号)

八十 屯田兵及屯田兵村に給付し
たる土地の登録稅免除に關する
法律 (明治三十四年法律第二十
五号)

八十一 第五回内國勸業博覽會參
考館へ陳列の爲輸入する貨物關
稅免除に關する法律 (明治三十
五年法律第十号)

八十二 虫害地地租特別処分法
(明治三十五年法律第二十五号)

八十三 電害地地租特別処分法
(明治三十五年法律第二十六号)

八十四 製鐵所搬運轉資本に不
足を生ずる場合に一時借入を爲
すを得る法律 (明治三十五年法
律第三十号)

八十五 帝國憲法第七十條に依る
財政上必要処分件 (明治三十
六年勅令第二百九十一号)

八十六 陸海軍に屬する臨時事件
費特別會計法 (明治三十七年法
律第二号)

八十七 貯蓄債券法 (明治三十七
年法律第十八号)

八十八 公債募集に關する件 (明
治三十七年勅令第二百二十八
号)

八十九 古社寺保存法第十六條に
依り國庫より支出すべき金額に
關する法律 (明治三十八年法律
第十四号)

九十 外國に於ける銀行事業に關
する法律 (明治三十八年法律第
四十七号)

九十一 公債募集に關する件 (明
治三十八年勅令第九十四号)

九十二 臨時事件費支弁に關する
法律 (明治三十九年法律第一号)

九十三 軍艦水雷艇補充基金の組
入に關する法律 (明治三十九年
法律第八号)

九十四 災害地方田畑地租免除に
關する法律 (明治三十九年法律
第十号)

九十五 台灣總督府鐵道部現金前
渡官吏設置に關する法律 (明治
三十九年法律第二十五号)

九十六 韓國に於て帝國の經營す
る鐵道の會計に關する法律 (明
治三十九年法律第三十九号)

九十七 鐵道國有法及京釜鐵道買
収法に依り買収したる鐵道の出
納官吏に關する法律 (明治三十
九年法律第四十号)

九十八 陸海軍に屬する臨時事件
費特別會計終結に關する法律
(明治三十九年法律第五十二号)

九十九 韓國鐵道の収益勘定欠損
補充に關する法律 (明治四十年
法律第十五号)

百 千住製鐵所搬運轉資本増加

に關する法律 (明治四十年法律
第十六号)

百一 樺太に於ける租稅に關する
法律 (明治四十年法律第二十一
号)

百二 明治三十九年一般會計所屬
の經費を各帝國大學特別會計に
繰越する場合に於ける剩餘金繰入
に關する法律 (明治四十年法律
第二十二号)

百三 租稅其の他の收入徵收処分
囑託に關する法律 (明治四十年
法律第三十四号)

百四 日本大博覽會出品外國貨物
免稅に關する法律 (明治四十
一年法律第五号)

百五 學校及圖書館資金附屬土地
売却代金を一般會計に繰入る
件に關する法律 (明治四十一年
法律第九号)

百六 造幣局搬運轉資本増加及
設備擴張費に關する法律 (明治
四十一年法律第十一号)

百七 台灣銀行に於て發行したる
一円銀貨を以て引換ふべき銀行
券の引換期限に關する法律 (明
治四十二年法律第一号)

百八 家藏寶典藏処分に關する法
律 (明治四十二年法律第二十一
号)

百九 明治三十七八年戰役の爲損
害を被りたる者の救恤に關する
法律 (明治四十二年法律第三十
八号)

百十 沖繩県に於ける旧租免除に
關する法律 (明治四十三年法律
第二十五号)

百十一 製塩地整理に關する法律
(明治四十三年法律第四十八号)

百十二 沖繩県諸藏処分法 (明治
四十三年法律第五十九号)

百十三 帝國憲法第七十條に依る

- 財政上必要処分の件（明治四十三年勅令第三百二十六号）
- 百十四 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件（明治四十三年勅令第三百二十七号）
- 百十五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件（明治四十三年勅令第三百二十八号）
- 百十六 朝鮮に於ける臨時恩賜に關する件（明治四十三年勅令第三百二十九号）
- 百十七 旧韓国政府に属したる歳入歳出の予算に關する會計の經理及旧韓国政府に属したる財産の管理に關する件（明治四十三年勅令第三百三十号）
- 百十八 東京府管内八丈島の地租に關する法律（明治四十四年法律第一号）
- 百十九 朝鮮に於ける貨幣整理の爲生じたる債務を貨幣整理資金特別會計に移属せしむる件に關する法律（明治四十四年法律第十一号）
- 百二十 韓国鐵道會計所屬資金の繰入に關する法律（明治四十四年法律第五十六号）
- 百二十一 清国事件費支弁に關する法律（明治四十五年法律第一号）
- 百二十二 學校及圖書館資金の一部所屬換等に関する法律（明治四十五年法律第四号）
- 百二十三 樺太酒類出港税法（大正元年法律第一号）
- 百二十四 京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律（大正二年法律第三号）
- 百二十五 改租延納年賦金免除に關する法律（大正三年法律第二号）
- 百二十六 大嘗祭青田の土地免租に關する法律（大正三年法律第十七号）
- 百二十七 大正三年臨時事件に關する臨時軍事費特別會計法（大正三年法律第四十二号）
- 百二十八 輸入税率等の特例に關する法律（大正三年法律第四十三号）
- 百二十九 大嘗祭青田の土地免租に關する法律（大正三年法律第四十五号）
- 百三十 大正三年臨時事件に關する一時賜金として交付する公債發行に關する法律（大正四年法律第十六号）
- 百三十一 大正四年田租第一期分延納に關する法律（大正四年法律第二十八号）
- 百三十二 大正三年臨時事件の經費支弁に關する（法律大正五年法律第四号）
- 百三十三 造幣局設備擴張費に關する法律（大正五年法律第二十二号）
- 百三十四 東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠の設置運轉資本増加に關する法律（大正五年法律第二十三号）
- 百三十五 京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律（大正六年法律第四号）
- 百三十六 學校及圖書館特別會計資金の一部を一般會計に繰入るる件に關する法律（大正六年法律第五号）
- 百三十七 臨時國庫証券法（大正六年法律第七号）
- 百三十八 小額紙幣發行に關する件（大正六年勅令第二百二二号）
- 百三十九 足尾鐵道及有馬鐵道の買取に關する法律（大正七年法律第十三号）
- 百四十 旧韓国貨幣の処分に関する法律（大正七年法律第二十三号）
- 百四十一 第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支弁に關する法律（大正八年法律第五号）
- 百四十二 造幣局設置運轉資本増加及設備擴張費に關する法律（大正八年法律第九号）
- 百四十三 高等諸學校創設及擴張費支弁に關する法律（大正八年法律第三十一号）
- 百四十四 仙北輕便鐵道買収費支弁のため公債發行に關する法律（大正八年法律第三十二号）
- 百四十五 家祿賞典處分に關する法律（大正八年法律第三十四号）
- 百四十六 沒收処分を受けたる者に対する給与処分に關する法律（大正八年法律第三十五号）
- 百四十七 小額紙幣發行に關する法律（大正九年法律第六号）
- 百四十八 國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律（大正九年法律第四十号）
- 百四十九 朝鮮又は台灣より移出したる物品の内地又は樺太に於ける取締に關する法律（大正九年法律第五十二号）
- 百五十 關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法及假置場法等の朝鮮に於ける特例に關する法律（大正九年法律第五十三号）
- 百五十一 大豆、生牛肉、鳥卵、綿織糸及綿織物の輸入税の低減又は免除に關する件（大正九年勅令第五十二号）
- 百五十二 被追國との平和条約賠償条項に基き受領したる賠償物件の輸入税免除に關する法律（大正十年法律第四号）
- 百五十三 海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に關する法律（大正十年法律第九号）
- 百五十四 小田原電氣鐵道株式會社所屬鐵道經營廢止に対する補償の爲公債發行に關する法律（大正十年法律第三十九号）
- 百五十五 和賀輕便鐵道株式會社所屬鐵道經營廢止に対する補償の爲公債發行に關する法律（大正十一年法律第五号）
- 百五十六 關東州事業公債法（大正十一年法律第十五号）
- 百五十七 東京帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律（大正十一年法律第二十六号）
- 百五十八 大湯鐵道魚沼鐵道買収の爲公債發行に關する法律（大正十一年法律第三十号）
- 百五十九 露國政變及西比利亞事變の爲損害を被りたる者の救恤に關する法律（大正十一年法律第三十九号）
- 百六十 内地、朝鮮、台灣又は樺太と南洋群島の間に於ける船舶及貨物の出入に關する法律（大正十一年法律第五十号）
- 百六十一 行政整理又は軍備の制限整理に關する公債發行に關する法律（大正十二年法律第十七号）
- 百六十二 岩北鐵道株式會社所屬鐵道經營廢止に対する補償の爲公債發行に關する法律（大正十二年法律第二十四号）
- 百六十三 東京帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律（大正十二年法律第二十六号）
- 百六十四 西比利亞引揚の爲損害を被りたる者等の救恤に關する法律（大正十二年法律第三十九号）
- 百六十五 復興事業の施行に伴ひ支払ふべき金額を國債証券を以て交付する等に關する法律（大正十二年法律第五十五号）
- 百六十六 東京帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律（大正十二年法律第五十七号）
- 百六十七 震災被害者に対する租稅の減稅等に關する件（大正十二年勅令第四百十号）
- 百六十八 生活必需品土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に關する件（大正十二年勅令第四百十一号）
- 百六十九 日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に關する財政上必要処分の件（大正十二年勅令第四百二十四号）
- 百七十 大正十年度乃至大正十二年度の歳入歳出の決算の特例に關する法律（大正十三年法律第一号）
- 百七十一 震災被害地の地租免除等に関する法律（大正十三年法律第四号）
- 百七十二 古社寺保存金の臨時支

出に關する法律（大正十三年法律第十二号）

百七十三 震災に因る喪失無記名國債証券に關する法律（大正十三年法律第十四号）

百七十四 震災被害者の營業稅課稅標準算定の特例等に關する件（大正十三年勅令第二十一号）

百七十五 震災善後に關する經費支弁の爲公債發行に關する件（大正十三年勅令第四十六号）

百七十六 行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債發行に關する法律（大正十四年法律第二十四号）

百七十七 大正三年臨時事件に關する臨時軍事費特別會計の終結に關する法律（大正十四年法律第三十四号）

百七十八 日本銀行の手形割引に因る損失の補償に關する法律（大正十四年法律第三十五号）

百七十九 同盟及聯合國と獨逸國及其の同盟國との戰爭に因り損害を被りたる帝國臣民の救恤に關する法律（大正十四年法律第三十九号）

百八十 帝國美術院美術研究奨励金委任經理に關する法律（大正十四年法律第四十号）

百八十一 中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所屬鐵道の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律（大正十四年法律第四十九号）

百八十二 長州鐵道株式會社所屬鐵道買収の爲公債發行に關する法律（大正十四年法律第五十号）

百八十三 造幣局工場其の他改築費に關する法律（大正十五年法律第三十号）

百八十四 大正九年に於ける尼港事變及「オコック」事變の爲損害を被りたる者の救恤に關する法律（大正十五年法律第四十四号）

費に關する法律（大正十五年法律第三十号）

百八十五 海軍軍備制限に關する條約の實施に伴ふ損害の補償に關する法律（大正十五年法律第五十一号）

百八十六 東濃鐵道株式會社所屬鐵道買収のため公債發行に關する法律（大正十五年法律第五十九号）

百八十七 外國官庁の用地として貸付する國有財産に關する法律（昭和二年法律第一号）

百八十八 震災被害者に対する租稅の免除猶予等に關する法律（昭和二年法律第十七号）

百八十九 震災手形損失補償公債法（昭和二年法律第十九号）

百九十 震災手形善後處理法（昭和二年法律第二十号）

百九十一 水戸鐵道株式會社、越後鐵道株式會社、陸奥鐵道株式會社、苦小牧輕便鐵道株式會社及日高拓殖鐵道株式會社所屬鐵道買収の爲公債發行に關する法律（昭和二年法律第二十九号）

百九十二 兌換銀行券整理法（昭和二年法律第四十六号）

百九十三 大嘗祭齋田の土地免租に關する法律（昭和三年法律第一号）

百九十四 山口県營軌道及筑後軌道株式會社所屬軌道補償のため公債發行に關する法律（昭和四年法律第十六号）

百九十五 借入金整理に關する法律（昭和四年法律第二十七号）

百九十六 鐵道所屬特別會計に於て大藏省預金部の横派正金銀行に對する債權の譲渡を受けることに關する法律（昭和四年法律第二十八号）

百九十七 同盟及聯合國と獨逸及其の同盟國との戰爭に因り損害を被りたる帝國臣民の追加救恤に關する法律（昭和四年法律第三十六号）

百九十八 大正紀念帝室博物館復興翼賛會事業費の補助に關する法律（昭和四年法律第四十二号）

百九十九 製塩地整理に關する法律（昭和四年法律第五十二号）

二百 鐵道所屬特別會計に於て大藏省預金部又は日本銀行の横派正金銀行又は株式會社日本興業銀行に對する債權の譲渡を受けることに關する法律（昭和五年法律第三号）

二百一 京都高等工芸學校移転改築費に充用したる金額の補填に關する法律（昭和六年法律第十三号）

二百二 祐徳鐵道株式會社所屬軌道補償の爲公債發行に關する法律（昭和六年法律第三十五号）

二百三 「ロンドン」海軍條約實施に伴ふ海軍職工整理に關する公債發行に關する法律（昭和六年法律第四十五号）

二百四 震災被害者に対する租稅の免除猶予等に關する法律（昭和六年法律第四十六号）

二百五 昭和七年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律（昭和七年法律第六号）

二百六 行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債發行に關する法律（昭和七年法律第七号）

二百七 造幣局資金払出に關する法律（昭和七年法律第十二号）

二百八 柳河鐵道株式會社所屬軌道補償の爲公債發行に關する法律（昭和七年法律第十五号）

二百九 滿州事件に關する經費支弁の爲公債發行に關する件（昭和七年勅令第六号）

二百十 昭和六年度に於ける國債償還資金の繰入一部停止に關する件（昭和七年勅令第七号）

二百十一 滿州事件に關する經費支弁の爲公債發行に關する件（昭和七年勅令第十四号）

二百十二 滿州事件に關する經費支弁の爲公債發行に關する件（昭和七年勅令第十九号）

二百十三 造幣局工場及其の附屬設備の新當費に關する法律（昭和八年法律第四号）

二百十四 大正帝國大學工學部設置に付帝國大學特別會計及官立大學特別會計の關涉に關する法律（昭和八年法律第五号）

二百十五 震災被害者に対する租稅の免除猶予等に關する法律（昭和八年法律第十三号）

二百十六 旧韓國起業資金貸付の爲發行したる英貨興業債券の元利支払爲替差損金補給に關する法律（昭和八年法律第十六号）

二百十七 兩備鐵道株式會社所屬鐵道外四鐵道及兼業に屬する資

產買収の爲公債發行に關する法律（昭和八年法律第三十五号）

二百十八 富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀川新笹津間經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律（昭和八年法律第三十六号）

二百十九 秋田鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道買収の爲公債發行に關する法律（昭和九年法律第十六号）

二百二十 播磨鐵道株式會社所屬鐵道の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律（昭和九年法律第十七号）

二百二十一 函館市の火災被害者に對する租稅の免除猶予等に關する法律（昭和九年法律第二十一号）

二百二十二 風水害に因る被害者に對する租稅の免除猶予等に關する法律（昭和九年法律第五十一号）

二百二十三 造幣局の庁舎、工場其の他の用に供する建物及其の附屬設備の新當費に關する法律（昭和十年法律第六号）

二百二十四 東京高等農林學校及函館高等水産學校の創設に伴ふ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計の關涉に關する法律（昭和十年法律第七号）

二百二十五 札幌鐵道株式會社及矢作水力株式會社所屬鐵道の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律（昭和十年法律第十号）

二百二十六 宮崎縣營鐵道及軌道並に大隈鐵道株式會社所屬鐵道

なければならぬ。これを變更し
ようとする場合も、同様とする。

4 第一項の申請があつたときは、
公社は、その巻紙の供給確保又は
取締上著しい支障がない限り、そ
の許可を拒むことができない。

5 第四十七條第一項及び第二項並
びに第四十八條（第一項但書後段
を除く。）の規定は、第一項の規定
による輸出に準用する。

6 輸出のため公社以外の者から巻
紙を買い受けた者は、その輸出を
取りやめたときは、公社の指示す
るに依り、その巻紙を処理
しなければならぬ。

第六十八條中「又は製造したこの
製造用器具機械の製作者を」、公
社の許可を受けて巻紙を輸出する者
又は製造したこの製造用器具機械の
製作者」に改める。

第七十一條第一号中「第四十八條
第一項（第六十一條第二項において
準用する場合を含む。）」を「第四十
八條第一項（第六十一條第二項及び
第六十一條の二第五項において準用
する場合を含む。）、第六十一條の二
第一項」に改める。

第七十三條第一号中「第四十八
條第二項（第六十一條第二項にお
いて準用する場合を含む。）」を「第
四十八條第二項（第六十一條第二
項及び第六十一條の二第五項にお
いて準用する場合を含む。）」に、
「又は第五十八條第三項を」、第五
十八條第三項又は第六十一條の二
第六項」に改める。

（塩専売法の一部改正）
第五條 塩専売法（昭和二十四年法
律第百十二号）の一部を次のよう

に改正する。
本則中及びに「が」「に」が
り「又はに」及び「若しくは
に」を削る。

第一條中第二項を削り、第三項
を第二項とし、以下一項ずつ繰り
上げる。
第二十三條第五項を削る。
第四十四條を次のように改め
る。

第四十四條 削除
第四十五條第一項第二号中
「輸出のため公社から塩を買い
受けた者又は公社からに」を「買
い受けた者」又は「輸出のため公
社から塩を買い受けた者」に改め
る。
第四十七條第二号中「第二項又
は第五項」を「第二項」に改め、「こ
れらの」を削る。
（塩業組合法の一部改正）
第六條 塩業組合法（昭和二十八
年法律第百七号）の一部を次のよう
に改正する。
第六條及び第八條中、「に」を削る。
（政府契約の支払遅延防止等に関
する法律の一部改正）
第七條 政府契約の支払遅延防止等
に関する法律（昭和二十四年法律
第二百五十六号）の一部を次のよう
に改正する。
第六條第三項を削る。
（国債に関する法律の一部改正）
第八條 国債に関する法律（明治三
十九年法律第三十四号）の一部を
次のように改正する。
第九條に次の但書を加える。
但し外国に於て起債シタル国

債（外国に於て起債シタル地方
債又は社債ニシテ国が元利仕
義務ヲ承継シタルモノヲ含ム）
ニ付テハ当該起債地ノ法令又ハ
慣習ニ依ルコトヲ得

第九條に次の一項を加える。
割賦償還ノ方法ニ依リ償還スベ
キ国債ノ賦金（元金ト同時ニ仕
払ハルベキ利子ヲ含ム）ノ消滅
時刻ハ十箇年ヲ以テ完成ス
（銀行法等特例法の一部改正）
第九條 銀行法等特例法（昭和二十
年法律第二十一号）の一部を次の
ように改正する。
第四條から第六條までを削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。但し、第一條第二百三十六
号、第三條から第六條まで及び附
則第三項の規定は、昭和二十九年
十一月一日から適用する。
2 旧家蔵賞典典処分法施行法に係
る国債の消滅時刻については、な
お従前の例による。
3 旧国債関係事務簡便化に関する
法律第二條の規定は、左に掲げる
国債の元利金については、なおそ
の効力を有する。

一 外国その他政令で定める地域
から引き揚げ、この法律の施行
の日以後に本邦（政令で定める
地域を除く。）に到着した者が引
揚の際携帯した国債で、その者
が本邦に到着した日から六月以
内に支払の請求をしたもの
二 政令で定めるやむを得ない事
由に因り消滅時刻の完成の日ま
でに元利金の支払の請求がされ
なかつた国債で、政令で定める

期間内に支払の請求があつたも
の
4 この法律の施行前に締結した旧
政府契約の特例に関する法律第一
條に規定する特定契約について
は、同法及びこの法律による改正
前の政府契約の支払遅延防止等
に関する法律第六條第三項の規定
は、なおその効力を有する。
5 この法律の施行前にした旧政府
契約の特例に関する法律に規定す
る違反行為に対する罰則の適用に
ついては、なお従前の例による。
6 この法律の施行前に課した増加
所得税並びにこの法律の施行前に
課した、又は課すべきであつた非
戦災者特別税及び非戦災家屋税に
ついては、なお従前の例による。

○植木政府委員 たいだいま議題となり
ました物品の無償貸付及び譲与等に関
する法律の一部を改正する法律案外二
法律案につきまして、その提案の理由
を御説明申し上げます。
まず物品の無償貸付及び譲与等に関
する法律の一部を改正する法律案につ
いて御説明いたします。
今回改正しようとしたものは、
最近における風水害等の発生時に
おける救助の状況等にかんがみ、災害に
よる被害者その他の者で応急救助を要す
るものの用に供するため器具その他の
生活必需品を貸し付けるとき、または
災害の応急復旧を行う者にその応急復
旧のために必要な機械器具を貸し付け
るときは、無償または低額ですること
ができる道を開くこととする。ととも
に、国有林野の所在する地方の地方公
共団体または住民が震災、風水害、火

災その他の災害により著しい被害を受
けた場合において、当該地方公共団体
に対し、当該林野の産物等を災害救助
の用に供し、または当該地方公共団体
の管理する事務所、道路、橋その他の
公用もしくは公共用施設の応急復旧の
用に供するため譲渡するときは、低額
ですることができるとしようとする
等、所要の改正をしようとするもの
であります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との
間の二重課税の回避及び脱税の防止の
ための条約の実施に伴う所得税法の特
例等に関する法律案につきまして御説
明をいたします。
政府は、今回アメリカ合衆国との間
に所得税及び法人税並びに相続税及び
贈与税に關して二重課税の回避及び脱
税の防止のための租税条約を締結する
こととし、その批准について承認を求
めるため、別途にその御審議を願つて
いるのでありますが、この条約に規定
されている事項のうち、特に法律の規
定を要すると認められるものについて
所要の立法措置を講ずるため、ここに
本法律案を提出した次第であります。
以下本法案の概要について申し上げ
ます。

まず第一に、利子所得等に対する所
得税率の特例を定めることとしており
ます。
すなわち、日米両国の国内法におけ
る非居住者に対する利子または工業所
有権等の使用料に対する税率は、わが
国の所得税法では二〇%、米国では
三〇%になつておりますが、今回の日
米所得税条約によりまして、その税率
は相互に十五%を越えてはならないこ
となつておりますので、これに基

七

第一類第六号 大蔵委員會議録第四十五号 昭和二十九年四月二十二日

き、わが国におきましては、本法律案において、アメリカ合衆国の居住者または法人がわが国の源泉から取得する利子または工業所有権等の使用料に対する税率は、その者がわが国に恒久的施設を有しない場合には、これを一五%と定めることとしているのであります。しかして、これらの所得に対する現行の国内法による税率は、租税特別措置法により、特定の場合には一〇%または五%に軽減することとしておりますので、その軽減税率は引続きそのまま適用があることとしております。

第二に、相続税に關して未成年者控除の特例を定めることとしております。

すなわち、日米兩國の国内法における非居住者に対する相続税の課税につきましても、わが国ではいわゆる未成年者控除を適用せず、米國では基礎控除が居住者の場合の十萬ドルまたは六萬ドルに対して二千ドルの控除にとどめられる等居住者の場合に認められる諸控除の一部が適用されるにすぎないこととされているのであります。が、今回の日米相続税条約によりまして、相互に自國の居住者の場合と同様な控除を一定の割合により認めることとなつておりますので、これに基づき、わが国におきましては、本法律案において、アメリカ合衆国の国籍を有し、または同國に住所を有していた被相続人から相続により財産を取得した相続人に対する相続税については、その相続人がわが國に住所を有しない場合においても、これに未成年者控除を適用することとし、その控除の金額は、条約の規定の趣旨に従ひ、わが國に住所を有する場合に認められる控除額に、わが國

における課税財産のその者が相続により取得した総財産に対する割合を乗じて計算した金額によることとしているのであります。

第三には、アメリカ合衆国の租税の徴収につき必要な事項を定めることとしております。

今回の日米租税条約によりまして、租税条約によつて認められる軽減その他の特典がこれを受ける権利のない者によつて享有されることがないようにするために、日米兩國は相互に相手國の所得税または相続税を徴収することのできるものとなつておりますので、これに基づき、本法律案におきまして、わが國における米國租税の徴収は、アメリカ合衆國政府からの委託に基づき、國稅徴収の例によつてこれを行うこととする等所要の規定を設けることとしております。

最後に、今回の日米租税条約の実施に關して必要な手続その他の事項は、條約の規定の趣旨に従ひ、大蔵省令でこれを定めることとしていたのであります。

次に、大蔵省關係法令の整理に關する法律案につき御説明を申し上げま

す。

本法律案は、このたびの法令整理の方針に即応し、明治時代以來制定された大蔵省關係法令のうち、実効性がなくなつたもの等を整理するため廃止し、あわせて事務手続を簡素化するため、たゞこ專売法等を改正しようとするものであります。

以下、その大要について説明申し上げます。

まず第一に、明治四年に制定されました大政官布告新紙幣を發行する件から昭和二十六年に制定されました学校

及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に關する法律に至る二百六十件の法令を廃止することとしたてしておりますが、これらの法令は、おおむね特定の時期を対象とし、その時期における特定の措置を規定したものであり、現在においては、すでにその実効性を喪失しているものであります。

第二に、事務簡素化の見地から、巻紙の輸出につきまして、従来の日本専売公社の一手買取制を廃止し、日本専売公社の輸出と並んで、製造業者等の自己輸出をも認めることとし、また、わが國に專賣は、昭和十九年四月金屬マグネシウムの増産確保の要請により実施されたものでありますが、現在においては、実施當時の目的の大部分は失われておりますので、この際これを廃止することとし、たゞこ專売法、塩專売法等の一部を改正することとしたしました。

第三に、終戦後日本銀行が国内居住者から保管した外國通貨等のうちで今なお保管しているものにつき、これを各所有者に返還するためこの際右保管をとりやめることとし、また終戦後、財閥系会社に對し同一資本系統の会社の株式の保管を禁止いたしました際、特に金融機關に對しては、それが担保権行使等により取得した株式等に限ると、例外的に保有を認めておりましたところ、最近に至りこの保有株式の処分も完結いたしましたので、この際この特例を廃止することとし、ボツダム宣言の受託に伴ひ發する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律の一部を改正することとしたしました。

右のほか、以上に述べました法令の

改廃に伴つて経過措置を必要とするものにつきまして、所要の規定を設けることとしたしました。

以上が、この法律案を提出した理由であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○千葉委員 次に、経済援助資金特別会計法案、日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律案、日本國における國際連合の軍隊の地位に關する協定の執行に伴う所得稅法等の臨時特例に關する法律案、補助金等に關する協定の執行の適正化に關する法律案、國の所有に屬する自動車の交換に關する法律案、物品の無償貸付及び譲与等に關する法律の一部を改正する法律案、日本國とアメリカ合衆國との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための條約の実施に伴う所得稅法の特例に關する法律案、大蔵省關係法令の整理に關する法律案の八法案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。まず内藤友明君。

○内藤委員 私は経済援助資金特別会計法につきまして二、三お尋ね申したいと思つてあります。

まず法律の条文でございしますが、この経済援助資金特別会計法というものは、先般衆議院を通過いたしましたして参議院へ参つております昭和二十九年度特別會計予算補正特第一号、この裏づけになる法律だと思つてあります。そこでこの予算書を見ますと、歳入歳出予算額は三十六億三千三百万円となつております。この三十六億三

千三百万円の経理をこの特別會計によつてやる、こういうふうな考え方があるものであります。そこでまずお尋ね申したいのは、この三十六億三千三百万円、そのうちで援助資金受入れというのが三十六億となつておるの、どういふ關係でどれだけの數量の農産物の輸入でこれだけ贈与されるのか、まずその内訳をひとつ、主計局長からでもよいので、主計局長からでもお答えいただきたいと思います。

○森永政府委員 經濟的措置に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定に基づきまして、千萬ドル相當額の贈与を受けるわけでありまして、この千萬ドル相當額がこの三十六億に相當するわけでありまして、この千萬ドルの贈与を受けるにつきましては、別途農産物の買付に關する日米間の協定に基づきまして、五千萬ドル相當額の小麦、大麦等を輸入するわけでございます。この輸入に當りましては、所要の外貨はアメリカ政府からリーンパスを受け、受けました外貨五千万ドル相當額の円をアメリカ政府の勘定として日本銀行に積み立てる。その中から千万ドルを日本政府が贈与を受ける。さうな筋道でこの三十六億の収入が生れて来るわけでございます。五千万ドルで買付けまする農産物の買入れ數量等の詳細につきましては、農林省當局からお答えをいたしたきたいと思います。

○前谷政府委員 お答えいたします。五千万ドルにつきましては、現在小麦五十萬トン、大麦十萬トンを予定いたしておりますが、これは、御承知のよ

うに買付価格は輸出価格によつて変動いたしますので、なお幾分の余裕が生ずることを予想されるわけでございますが、その場合におきましては、多少小麦の数量がこれ以上にふえるかというふうな考へておられるわけでありま

○内務委員　そこでこれは長官にお尋ねしたいと思うのですが、六十万トンのこの方へ入りますものは、あなたの方では計画を立てておられます二十九年度分の三百万トンの中のものでありますから、外のものでありますから、

○前谷政府委員　小麦については、本年度の食糧特別会計で買入れられますものが百九十六万三千トンでありまして、大麦については百三万トンでございますが、その内数でございます。

○内務委員　もう一つ森永さんにお聞きしたいと思うのでありますが、法律の第四条に「運用又は使用」ということがありますが、そこで特別会計の予算書を見ますと、運用利殖金収入と雑収入という二つになつておるのでありますが、この三十六億というものがこの運用と使用にわかれることと思ふのでありますが、それはどういふふうな割合でわかれてこの予算が出て来たのか、それを一応明確にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○森永政府委員　先ほど申し上げました米國から贈与を受けます三十六億円のはかに、運用利殖金三千三百万円を合せて、三十六億三千三百万円がこの会計の使用し得る資金になるわけでありまして、三十六億三千三百万円につきましては、予算の上では援助資金支出という一項で出しておまして、さらに資金計画表といたしましては、工業力強化投資費という形で贈与額を

計上いたしておるわけでありまして、法律によりまして、この三十六億三千三百万円は運用または使用ということになつておるわけでございますが、運用と申しますのは、開業銀行等に対する貸付、開業銀行を通じてもろ／＼の産業に対する融資に充てられる場合ないしは直接この会計が投資をいたします場合、こういう運用が大部分になるのではないかと考へておられるわけでございます。そのほかに使用というのはどういふことがあるかという、これはたとへば基礎的な研究等のためにこの資金を使用する。これは国の場合でございますけれども、あるいは民間の場合でございますけれども、重要な研究等にございまして、これは使ひ放しになるわけでございますが、重要な研究等にございまして、そのういふ道もあるわけでございます。これは使ひ放しになるわけでございます。法律の上では運用または使用ということにいたしたわけでございます。この予算書をつくりま

います。

○内務委員　それではもう一つお尋ねしておきたいと思うのでありますが、運用利殖金収入三千三百万円というのでありまして、これは三十六億を運用することによつてこれだけの収入が上るものと思ふのであります。そこで、この三十六億というのはいふ条件で運用なさるのか。これは何かめどがなければ三千三百万円という収入は上つて来ないと思ふのでありますが、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○森永政府委員　三千三百万円の利子収入を計上いたしました根拠は、三十六億の金が大体半年分の利子を生むので、二箇月分全額運用して利殖金を上げ得るというふうな事案にはならないわけでございます。半年分だけ運用利殖金を生むような状態に置かれるなら、その利率は現在政府が開業銀行に貸し付けております五分五厘というふうな積算の根拠で三千三百万円を計算いたして計上いたしております。

○内務委員　そこで大蔵大臣にお尋ねいたしたいと思うのでありますが、実はこの特別会計法は、麦類を日本へ入れました、それを日本で売つて、それから得た金の五千万ドルの中から一千万ドルだけ使える、こういうことになつております。それが今食糧庁長官の話によりますと、約六十万トンの麦がこの一千万ドルの対象になつておるかと思ふのであります。そこで六十万トンのうちの、実は去年の日本の麦、三種類ありますが、三麦を合計いたしますと百五十万トンぐらゐになり

ます。その百五十万トンの四割にこれは相当するものでありますが、その四割に相当するものを国内に入れました国内で売つて、その金の二割方頭はねをしてお前のところにやろう、こういうことになつております。ところがこの法律を見ますと「工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため」という言葉が使つてあるのではありません。なおきのうの新聞を見ますと、その工業の助成というものの内容が事詳しく出ております。航空機には三十億、その三十億の内訳を申しますと、ジェット試作費に八億、アメリカの空軍の飛行機の分解修理費に十億、保安庁の航空機に十二億。それから艦艇工業に五億、兵器産業に五億、火薬工業に二億、その他これらに類するものに三億というふうなことに実はなつておるのでありますが、これがいわゆる相互防衛援助協定に書いてあります経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないというものに該当するかどうかというところに対する大蔵大臣の心持をまずお聞かせいた

したいと思います。

○小笠原國務大臣　実は御承知のごとく、この対日贈与の金は、いわゆる五千万ドルが一ぺん日本銀行でアメリカの何に入つて、その中から三十六億円を日本の方が受入れることになつております。それで、あと百四十四億残る。それはいわゆる城外買付その他に使われることになつておりますから、この三十六億円がこちらに入つて参ります用途についてであります。まだ実は、今内藤さんお話をなつたようなジェット機云々というふうなことは打合せ済みでございます。これはどこかの省でそういうことを希望しておるかわかりませんが、何ら打合せして

おりません。ただこの性質上、やはり防衛産業というものが主になり、それと関連する産業ということになるかと思ふのであります。しかしながらこの内容については、これは内藤さんお聞き及びの通り、いろいろ省々によつて希望があるのであります。もう少し基礎的なものでよい使ひ方すべきであるという意見等もなか／＼強いのでございまして、まだ決定をいたしておりません。大体を言いますと、最初に、防衛産業あるいはそれとの関連産業、並びに一般の工業力の改善に使われる、こういうふうな考へておるのであります。内容は今後いろいろ検討いたしまして、最後に、それではどうするかという割当等のわきをきめたいと思つておりますが、まだわきが実はきまつておりません。

「井上委員」農林大臣はどうした、農林大臣を呼んで来い。」と呼ぶ。

○内務委員　今井上君が言われまして、ようには、農林大臣にお出まを願ひたいとは必要であります。これはまあ同じ閣僚大臣だから、おれは農林のことには関係ないのだぞというわけには大蔵大臣は行かないと思ふのであります。

「井上委員」それは大分違ふ」と呼ぶ。

○内務委員　農務大臣はやはり責任があるものであります。おそらく吉田さんみたいなお感じはお持ちにならぬ小笠原さんだと思ひますからお聞きしますが、実は日本の麦の生産といふものは、年によりましてたくさん生産できまじたり、少く生産できまじたり、これはいろいろ条件の影響を受けることは非常に鋭敏である。二十七年度は四百四十万トンも生産があつたのであります。去年は、半分は下に

つてしまつた。これは小笠原さんも愛知県でよく御存じだと思ひますが、よくわかると思ひますが、これは日本の農業で申しますところの裏作でありまして、引合えばやるし引合わなければやらない、きつめて鋭敏な作物であるが、水稲となりますとそうではありません。これは宿命的な作物であります。これはもう、もうからなくともやらなければならぬ。ことに麦は、自由党の皆様の年来の目的を達せられまして、統制からはずして、今日では麦は間接の統制をしておられるのであります。これが直接統制であります。すなはち、私どもはこういうことを申さぬのであります。間接統制で、いわゆる統制をはずすのであります。すなはち、こういう御注文を申し上げる。ことに今大蔵大臣の御答弁によりまして、いろいろ新聞に出ておられるけれども、それはまだきめてないのだ、こうおつしやるのであるからよいに申し上げたい。これがこうきまつたものであるというならば、また何をか言わんやで、どうもならぬのであります。まだおきめになつておらぬからよいとお聞きいただきたいと思ひますが、三百萬トン麦が外国から日本に入ります。入れば日本の麦の生産には非常な影響がある。影響がありますれば、それに対する対策として、大蔵省に對して何らかの施設を願わなければならぬということをお願いするのであります。そこで、そのうちの六十萬トン分に対する見返りのような三十六億の金が日本へ来る。その金が、外麦輸入ということによつて、どちらかと申しますと、日本農民に非常な犠牲を払わしてある。これを入れなければ、需給関係

によりまして麦というものは相当値段が暴騰する。しかし間接統制で押えておるからそれは騰貴し得ない。そこには農民がこれによつて犠牲を負つておる。犠牲を負つておるのに、三十六億という金をジェット機とか海上保安庁の軍艦に使うやうに、火薬に使うやうに、そんなところにはばか使つて、犠牲を負つておる百姓が、ちつともこの恩恵、といつては言葉が悪いのであります。これはどういふことか。こういうことを国民の過半数の農民が知りまふと、いよいよもつて皆様に對して、この内閣はどういふものなんでしょうか。この内閣はどうかと思ひます。私は稲作ならば、そんなことは申しませぬ。これは宿命的な作物でありますから鋭敏に動くことはありませぬけれども、麦は非常に鋭敏にいろいろなことが影響を及ぼす作物でありますから、よけいに心配するものであります。これは新聞に出ておられるようなこつしう使ひ方ではないのかどうか。まだおきめにならぬのかどうか。まだおきめにならぬ大蔵大臣の心持をお漏らしいただきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 今お話がございましたが、麦というものは國際的なものでもございしますので、はたして農民の犠牲のみでそうなつておるのかどうか、その点はいろいろ御意見もあらうかと思ひます。ただこの問題について申しますと、この対日贈與というものは、もと／＼日本の工業の生産及びその他一般經濟力とありますから、多少広い意味にも解釈できぬことではないと思ひます。従つて全然話の余地がないとは考えません。しかしものと起りを考へてみると、何といつても工業の――工業というのは防衛産業及び関連産業を主とするところになると私は考へる。そこで一般經濟力の増強という意味でございませぬから、一般經濟力として考へられぬでもないと思ひます。けれども、何しろ三十六億圓というふうに限られた金のことでございまして、さういふ配分関係がございまして、どうか、またわくについてはこちらの方だけできめ得るわけでもなく、向うとも相談をしなければならぬことは、相互の何といふことが書いてございまして、この点で内藤さんのお心はよくわかるのです。あなたの農村に對する熱心から生れておるもので、事柄はよくわかるのだが、しかし向うがはたしてそういうことに相當のわくをきこうとするかどうか。また国内でもさういふことについての意見の一致を見るかどうか、金額が多ければいいのだが、たつた三十六億の問題ですから、その点むずかしいのじやないかという感じを私は持つております。

○内藤委員 その氣持をおわかりいただいたことはまことにありがたいのであります。が、三十六億といふのは少いからがまんしろといふ言葉には承服できません。だから十分考へていただきたい。たくさんあるならばいいのですけれども、少いからといふことなのであります。そこで、新聞を見ますと、今申し上げましたやうないろいろのわく等で大蔵、通産、外務の關係各省で意見が一致し、米大使館にウエアリング参事官を訪ねて正式交渉に入るこゝになつたと書いてあります。だが、大臣はさうおつしやるけれども、法律は「本邦の經濟力の増強」といふ広い言葉を使つておるのだから、何とかそれでやるとおつしやるけれども、あなたの方のところの事務の皆さん、ことにあなたのところも入つておる、大蔵、外務、通産が寄つて、米大使館を訪ねて、これから正式交渉を始めるのだ、その中にさういふことが載つておる、でありますから私はあなたにさういふことを申し上げたい。もちろん麦の価格は、統制がはずれておられますから、日本だけの考え方ではいけません。安い外麦が入りますれば、日本内地の農業はそれのために生産が劣る、劣ればこの劣つた分に対して政府は何らかの施設をしなければならぬのであります。ことに日本の国は平常におきまして、二割五分ないし三割の食糧が不足しておる。これが方々の国にいろいろな迷惑をかけておるゆゑなんなんです。もし日本の国が、二割五分ないし三割の食糧が自給できたなら、もう少し手を振つて行けるのです。自由党の皆様のもう二、三十人多ければ、大手を振つて行けるのだけれども、ちよつと足らぬものだから困つておるといふのと同じことなんだ。ですから私は、農民の犠牲に對してなされたこの三十六億といふ金は、こんなところばかり使うことに、どうしても納得できません。ことにこの新聞に書いてありますやうに、ジェット機の研究とか、さういふことばかりに金を使う、これはどうしても私は賛成できない、こんなふうになりますと、やがてまた運輸省のやうに、ああいう問題が起りますつぽう、小笠原さん。だから三十六億をすつぽうと農民の方に使う、汚職の汚の字も起りませぬ、農民は金を持つて来ませんから。

各産業人は、この三十六億を目当にして、この一割として三億六千萬円ですか、私はおそろくこれはやつておるものと思ふ。もうすでに皆様の話で話がまとまつて、まだ大臣は御存じないでしようが、これでアメリカの大使館を御訪問なさるやういふ、さういふことを私はなさるべきではないと思ふ。さうでなく、百姓を非常に困らしたから、少いけれどもこれでがまんしろといふふなことでなければならぬのではないかと思ふのであります。大臣は、「經濟力の増強に資するため」といふ言葉があるから、それによつて何とかこれから考へるというふうなことであります。もし考へられるならば、三十六億のうちどれだけわが方におまわしなさるのでありますか。それをひとつ率直にお聞かせをいただきたいと思ひます。その考へがあらまれば、お隣に主計局長もおられますが、その旨をもつてアメリカ大使館を御訪問なさるやうに願ひたい、その大臣のお心持をお聞かせいただきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 先ほど私が申した意味は、一般經濟力に關係があるから、さういふ言葉を入れ得ないものでもない、さういふ意味において申し上げたのであります。實際問題として考へると、私は今内藤さんが仰せになつたやうに、三十六億すつぽうと農村に持つて行くといふやうなことは、もちろんできませんが、その幾割かを持つて行くといふことも、向うは多少できにくいのじやないか、また向うはこれに基いて日本のいわゆる防衛生産を増強させようといふことが主になつておるのです。しかもあなたも御承知のごとく

持するためどうしたらよいかという点が取上げられて、全体でもつて約八億ポツシエルくらいじゃないかと思います。

〔委員長退席、浅香委員長代理着席〕

この八億ポツシエルという膨大な余剰農産物をアメリカの御都合で、日本に一部はただでやるが、しかしやつた金でアメリカが期待する防衛生産力を増強してもらいたい。これはこういうひもつきになっておる。そこに問題があるわけであります。そういうアメリカの余つたものを、アメリカの都合により防衛力を増強してもらわなければ

ば、日本の経済の建直し、日本防衛の具体的措置というものはできないのであります。問題はそこにあるのであります。よその余りものをもらわなければ、日本の防衛生産力というものは、日本経済の現段階において計画を立て得ないのであります。これを私は何ゆえ聞かかという、そういうこと自身がいわゆるアメリカの属国になる、アメリカの支配下に日本の経済、

政治が入つて行くのじやないかという疑いが一部においてやかましくいわれておる。そこに問題があるのです。だからアメリカの余りものをもらつて来なければ、日本の防衛生産計画は、日本経済の現状においてやつて行けないというのですか。この点大蔵大臣はどうお考えになつておりますか、それをもつ伺いたい。

○小笠原国務大臣　日本の総領は日本
によつて自立すべきであるが、しかし
こういうたときに、こういう向うの余
りものばかりを向うから押しつけられ
るようにな一方的に言われるが、日本は

食糧を必要としておるのですから、たまたま利害が一致しておると思ふのです。そういうことによつて、しかも一千万ドルでも三十六億円でも、これだけ日本に工業力、経済力のために出てくれるというのであれば、これを受けるという事は日本の経済力を早く回復させることにもなつて、その点は何らさしつかえない。これはどの国でもこういう相互協定をやつて、いわゆるMSA協定によつて援助を受けているのであるが、それを属国的になつたと言われるのは間違ひであつて、われ／＼は完全な独立国であるから、向うからの力を利用し得るときは利用したらいと思ふ。いわんや向うが日本が必要とする食糧を売ってくれるというのならそれを買い、しかもそのうちから、一千万ドルの贈与は日本の工業力、経済力の増強に役立ててくれるというなら喜んで受けたい。いのです。あなた方は、アメリカといえども一顧あつて、妙なことを考へていられるように思われるが、今までのアメリカのやり方を見ればそうは思ひませぬ。その根本の考え方が、アメリカといえは何でも日本を属国扱いにするものだというのがあなたの方の前提なのだ、その前提が違ふから、自然にいろいろの問題に対する結論が違つて来ることは避けがたいことなんです。

○井上委員 大臣は非常な誤解をいたしておられます。問題はアメリカの余剰農産物をどうはかすかというのを、このことはアメリカの大統領がみずからアメリカの議会に教書を送つて、議会の協力を求めてからそのことが行われておるので、アメリカの一つの政策として行われておるのです。それを受

ける日本においても、当然あなたのおつしやる立場で考えますならば、アメリカが余つた農産物を安く日本に売らう。またやろうというならば、日本も食糧が足りぬから、正常な経済の条件のもとにおいてならば、そこには何らの条件がつけられるべきものではありませぬ。日本は日本の独自の立場で必要なものを輸入し、それをまた処分し、必要な方途に活用すればよいのであります。ところがこの贈与の裏には、まだ日本へ持つて来ようとする援助の裏には、日本の防衛生産力を増せよといふはつきりして条約があるのであります。その条約を承認したからこそ、このことが実現しておるではありませんか。問題はそこにあるのです。だからわれ／＼は、何にもアメリカの国が正常な経済条件の上において取引が行われることに對して疑義をさしはさみ、必要以上の猜疑心を働かせて考へておられません。ところが表はいかにただでものをやるように見せかけておつて、裏ではアメリカの都合のいい政策を日本にやらせようとするところに問題があるのです。そこであなたは、日本は独立国だアメリカの干渉は受けないのだと言われるのならば、アメリカでは余つておるものだから、できるだけ値を安くしたいて、安く入れるということをあなたはやらなければならぬ。ところがこの価格は、国際小麦協定の価格を下まわつておられますか。下まわつておるとあなたは考へになりますか。向うは余つたものですよ。四億ブッシェルから政府が農産物の市価維持のために買上げをやつておるものがあり、さらに四億数千万ブッシェルというものは、どうしても早くはか

さなければならぬという非常に困り切つた品物なんです。それを国際小麦協定の価格で買ひ入れるというのは一体どういふことですか。これが正常な日本の経済を守つて行こうという大蔵大臣のやることですか。向うが余つて困つておるものなら、国際的に正常な価格として定められておる小麦協定の価格よりも多少下まわつた価格で買ひこつてはならないでしょうか。それをあなたの方では、国際小麦協定と同じ価格でこれを日本へ入れようといふもろくろみを立てられておる。ここに一つ問題がある。しかもあなたは何かこの使道が、一般経済力の増強といふことだてない、こうおつしやるが、しからば内藤さんがただいま質問をいたしたように、これがわが国の農業生産に及ぼす影響は、相当重大になつて来ることを予想されますので、この援助の三十六億をどれだけわが国の農業生産にまわそうといふのです。具体的にはそこに問題がある。あなたのさいぜんの答弁を聞いておきますと、防衛産業とそ

の関連産業、また一般工業力の改善に使用すると言われて、少しも農業生産のことに触れておりません。農業生産にこれをお使いになる意思がありませんか。その点を明確にされたい。

○小笠原国務大臣 あなたは最初に非常な誤解があるのではないかと考へて、アメリカで余つておるものを、日本が自分を持つておるドルで自由自在に買つて来るようにあなたは考へるになつておるようだが、日本はそういうものを自由自在に買ひ上げるだけのドルを持つておりません。従つてアメリカは自分のドルで買ひ、日本は円を払ふばいい、

こういうことで買つてくれるのであります。しかもそれが国際市価でありますので、アメリカの自由になつておるといふ考へは私どもは毛頭持つておりません。アメリカはドルで買つてくれ

ておる。そして日本の方はこれに對して円を払ひますが、その払つたもののうち二割、三十六億円は日本の防衛生産を中心とした事業に使つてよろしい。但し、合意ということがついております。合意してくれなければいけません。そのほか百四十六億円は日本国内における役務なり、あるいはその他のいわゆる域外買付のものに使つて、日本の経済力を助けよう、こういうのであります。その点、あなたは自分で金を持つておつて、たいてい買へと言われるが、たかこうにもこちら

は金を持つておりませんから、その点は違ひのです。この点どうか誤解のないようにしていただきたい。

それから価格の問題は、国際市価でありますから、それは今の国際市価で行くというのが一番公平なやり方であらうと思ひます。しかもそのうちの一千万ドル相当額は、こちらの防衛産業を中心としたものにやつてくれるのですから、これで私は、日本の経済に利益するところはあつても、失うところは少しもないと考へるのであります。但し、あなたが話になつた、それでは農業に何ほ向けるかといふことですが、私が先ほども申しましたように、一般経済力といふのですから、農業に向けられるとも解釈することができないこともあるまいけれども、しかし実際に三十六億の金は、日本の防衛生産に使つてもよほど足りない金なんです。これだけで足りるものではありません。

せん。そのように非常に足りない金でありますから、そのうちからさいて行くといふことは實際問題としてむずかしいから、こういうことを申し上げておるのであります。これはおわかり願ひなければならぬ。實際問題としてはどうもむずかしいから。従つて、今こ

こで日本の農業にこれだけのものを使ふといふことは、向うの同意を得られないだらうと思ふ。また日本側としていへ／＼希望いたしましたも、この際實際問題としてはむずかしいだらうと考へております。

○井上委員 今の大蔵のお話を伺つておると、何かアメリカが、自分の国の金でアメリカの農産物を買上げて、それ日本へただでくれるのだ、だからぐれる以上は別に文句を言う必要はないじやないか、日本ではそれをドルで支払わずに円で一応積立てるといいます

が、積立てた金は何に使ふかといへば、アメリカの注文する産業に投資しなければならぬといふことが明確になつておる。あなたの御意思によつてか

つてに使えないんです。そこに一つ問題があるのです。あなたの意思によつて、日本政府の意思によつて、これが自由に日本の必要な産業に使われるといふことなら問題はありませぬ。問題は、アメリカとの交渉によつて協定が具体的に成り立たぬ限りは、この金は日本政府がかつてに使うことのできないものなんです。われ／＼國民の側から言うならば、この小麦はアメリカから日本政府が金を出して買ひなければならぬのですけれども、その支払つた金が、アメリカの御都合の産業に使われるといふところに問題があるのです。それをあなたはどうか解釈される

のですか。国際的勘定においてあなたのおつしやることはわかりません。国民生活の上から考えるならば、輸入した小麦もやはり金を支払わなければならぬ。その支払った金は、日本政府の自由意思によつて、日本国民の都合のいい方に使われるならいいけれども、そうでなしに、アメリカの御意思によつて、アメリカさんと日本政府との間にとりきめによらなければ使えないことになつてゐるのではありませんか。

問題はそこにあるのです。そこでわれわれといたしましては、この小麦買入れはわが国産業に及ぼす影響が大きい、特に農業生産面に将来圧迫を加えて来やせぬか、本年は六十万トン入れられますが、来年はどうなるかを憂えるのであります。こういう点を考えるがゆえに、われわれは農業生産面の増強に必要な資金としてこれを使える道を開くべきであるということをお説き願ひたい。この点に対してあなた達は、はなはだ抽象的にして、かつ努力してみようけれども非常に困難ではないかという意見なのである。そこに問題があるので。わが国の農業を犠牲にして、そうしてアメリカの言いなりになつてならぬのです。そこに問題があるので。

さらに何つておきます。今回のこの協定は、ドル貨の節約、円貨の使用、こういうことでございますが、実はこの円貨が、再びアメリカの軍事援助物資買付のために日本に落ちるということでありませぬ。しかしこのことは非常な誤算がありはせぬかと考へて、それは、従来アメリカはインドシナ向けに必要な物資を相当日本で買付けておつたのです。もしこの協定が

でき、ここに新しい勘定が設けられることになり、インドシナ向けの特需がこの勘定の中から支払われることになつた場合、協定の有無にかかわらず、日本の外貨収入はそれだけ減ることになつて来るのです。この点一体どう考へてゐるのですか。この勘定からインドシナ向けものは全然扱われないということがはつきり言い切れませうか、この点を伺ひたい。

○小笠原国務大臣 どうもあなたの言われるように、これが何で日本の農業を犠牲にするのか、私にはちつともわからないわけです。日本の農業には何ら関係ないことで、日本では食糧が足らぬから毎年小麦や米を買つてゐる。むしろアメリカから買うことになつたら、日本の農業を圧迫するということとはどうもわからぬ。もう一つは、国民の払つてゐる金をアメリカに自由に使わせる。国民はどこから麦を買おうと金を払うのです。国民が麦を食う以上は、麦の代金を払うのは当然なんです。払つた金のうち三十六億は日本の産業、経済力の増強に使つてやろうというのだから、どこが悪いのか。難くせをつけようとする以外わけがわからぬのです。どうせ払う金を、もらうものにまであなた難くせをつけてゐるのは、井上さん、あまりよくないと思ひ。

その次に、一千万ドルのものをくれ、それを向うのみの考へではなしに、こちら、井上さんよく御承知のように、双方合意したものに使うので、こつちが同意しなければ使ひようがないから、それを日本の実情に合うように使つて参る。防衛力の増強にならぬものは——日本は現在でも防衛力が

非常に不足して増強しようとしてゐるものですから、当然でありますけれども、できれば私は基礎産業的なものへもう少しだけ使つてもらいたいというので骨を折つてゐるということを、先ほどから申し上げてゐる次第であります。

それから今のインドシナとかその他に行くものについてはどうか、私どもよくわかりませんが、ただ百四十四億というものについて申し上げますと、これは日本の国内の役務とか、あるいは域外買付に使われるということがはつきりしてゐる。これがどれだけ減るかはいくわかりません。その点については、別に今後何か話し合ひがあるかも知れませんが、大蔵省としては何も承知いたしておりません。

○井上委員 大蔵大臣はたいへん御自信のある御答弁でございますが、それならば伺ひます。一体大蔵省としては、現在わが国の食糧の需給対策についてどうお考へになつてゐるか。昨年度の産米と国内の集荷状況、国内における麦の生産とその集荷状況をどうお考へになつておられますか。昨年の米の生産状況と米の割当がどういう状態にあるか、そうしてその買上げ状況はどうか。年間三百万トンと麦類を外国から入れなければならぬという状態にあるのに、何ゆゑ国内の麦の統制をはずしてゐるのですか。そういう食糧の基本的な対策について欠くるところがあつて、単に向うから要請される、向うからただでくれるものならもらつておいて、たまたまではないかというようなお考へであるように考へられる。しかもさいぜん内藤氏からも話がありましては、このMSAによる小麦の輸入は

防衛生産を目的にしているということから、そこにいろいろ問題がある。われわれはこれがわが国の農業に将来どう影響するかという点について非常に心配をしてゐる。あなたは、全然心配がない、現に日本は食糧が足らぬのだから、向うが日本に入れてやろうといふば喜んで受けたらよいのだという単なるコマーシャル・ルールとしてお考へするようですが、そういう問題ではありませぬ。現に最初政府が計画したてゐるMSA協定によつてまづたく買付計画を変更しなければならぬことになつたじやありませんか。自由契約の三十五万トン、あるいは小麦協定の百万トンのどれかを削らなかつたならば、これをに入れるわけに行かないことになつてゐるじやありませんか。かりに日本が小麦を買つてやろうというので、輸出との間に貿易上の友好関係が成立して、おつたものもキャンセルしておるじやありませんか。そうしなければ事実これは買えないことになつて。現実これをに入れることによつて二十万トンからオーバーをしてゐるのでありますから、当然それは小麦買付国に対していやな思ひをさせておることは事実なんです。そういう国際的ないろいろな諸条件から判断してみても、また将来この協定が続けられるということになつて行きますならば、これが日本全体

の小麦相場、麦価というものを圧迫して来ることは当然であります。足らぬからこれはやむを得ぬじやないかというのなら、それは足らぬ／＼ということならば、国内の小麦を二応政府の責任において管理するなり、あるいはその生産費を償ふ価格においてこれを

補償するなりの手を打つならいいけれども、それは自由買付でほつたらかして、そうして外国から安いものをどんどん入れるということになると、一体どうなるのでしょうか。そういう点を全然お考へなしに、単にアメリカと日本政府との間の御都合主義によつてやられてはまつたものじやない。またわれわれ国民の側からいつても、国民はこれを買つてゐるわけですから、買つて支払つたその金が政府の特別会計に入つて、アメリカの注文される防衛生産に使われるというところに問題がある。あなたは、何もアメリカの言いなりになつてゐない、日本政府との間に協定をするのだから、日本政府が賛成をしないものをアメリカがやれと言はずはない、こういうお話でございませうが、そういう日本政府の強い主張が協定の具体的な細目の上に成り立ちますならば、当然農業生産の面にもこれを一部使うということが、あなたの方において行われ得るかどうかという問題です。それがあなた達は非常にむづかしいような話をされますから私どもも心配をするのであります。そういう点についてもう少しはつきりお答えを願ひたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 食糧政策の問題等については、これは私も若干の意見を持たぬでもありませんが、主務省のあることですから、私としては差控えます。但し予算措置としては、本年度もは食糧増産対策に対しては、本年度の乏しい予算のうちからも若干の増額をいたしておること等御了承願ひたいと思ひます。ただこの協定がいつまで続くか、また続いて行つて来年度はどうなるのだというお話

力とか、あるいはそういう軍需工業のみに限界点を置くとかいうようなことがこの条文の中には何一つ明かにされてはおられません。問題は、たとえば本年度はわずか三十六億円で済み、来年はもう少し増やしたい、これは明年の答弁等によりましますと、これは明年も持統してこの経済援助が受けられる。従つて、本特別会計は相当の将来にわたつてその機能を持つことになるであらう。國民は、この法律そのものには「工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため」というぐあいを書いてあります。限りに書いては、たとえば中小企業の部門において、たゞいま井上委員が問題として指摘されておられます農業経済に對しては、いろいろわれ／＼にも援助をしてもいい、こういう要求が参るでございましょう。しかしながら、アメリカ大使館を通じてのアメリカの意思というものはすでに固定しておる。すなわち、防衛生産力並びにその関連産業ということに限定されている以上、國民に誤解を与えないよう、またあだな望みを彼らに持たせるようには、そんな罪のある条文をつくるべきではない。従ひまして、これが軍需生産並びにその関連産業ということに局限される法律であるならば、しかも、そのことを限定してのみアメリカが運営に承認を与えるという条約になつておるものならば、これははつきりと条文の中に明示して、そうして国内外に對する誤解をいたすに生ぜしめないところの措置をとる必要があると思ふが、これに對して大臣は、第四条の条

文をそのように書き直す意思はないかどうか。さらにはまた、この問題について今速記録を採っておりますが、いづれこれは出て来ると思ひますが、他の委員会でこういう質問が行われまして、これはむしろ防衛生産力というふうな条文を書きかえた方がはつきりわかるのではないかと、この答弁があつたように私は新聞で見た記憶がある。従つて、私は政府はこの問題についてどういふお考えをお持ちであるか、この機会に大臣から責任ある御答弁をお願いしたいと思います。

○小笠原國務大臣 この特別会計法の第四条の「工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため」というのは、御承知の如く向うとの協定の文言をそのまま用いたものであります。外務大臣の答弁はどういふふうになつてゐるか知りませんが、ただ私自身の感じだけを申し上げれば、これは広い方が何かいろいろ使われていいのではないかと、そうきよく縛らない方がいゝのではないと思ひます。なお、あなたがさつきおつしやつたところのアメリカが大きなわくをはめてしまふといふことは、これはアメリカのみではあるのではなく、日本と双方合意してやるのであります。共同してそれじやこれがこれ／＼といふことで、合意した上でわくがきまる、従つて、そのわくの中での操作は日本開業銀行がこれに當る、こういう次第であります。この点はどうか春日さん、よくにむしる広い方がはつきりわくをきめてしまふよりいいと思ひます。条文まで読まれる方ならば、もつとよく

事情を知つておられるはずで、その点について誤解がないと思ひます。

○春日委員 私は、そういうばかげたことを申されては非常に困るのではありません。とにかく、ありもしないことを書いてはいいません。法律の条文といふものは文字通り解釈されるべき性質のものであつて、その事柄の中身を理解してそれから判断するといふような、そんなことが法治國として許される筋合いのものではないと思ひます。現実の問題といつては、防衛生産並びにその関連産業以外に對象にしないのだといふことがアメリカとの協定に對してすでに明確になつておるのではありません。明確になつておるのに、さうでないような、間口が広いようなぐあいに書いておいた方がいゝといふようなことを申されることは、これはあたかもベテニ師のごとき行為であるでございまして、まことにこれは不美な立法といわなければならなりません。あなたが、別途ここで庶民金融についていろいろ法律案を出しておられますが、その中には、あたかも過大な配当があるがごとき錯覚を与えるような宣傳方法によつてその株式を募集するとか何とかしてはいけません。いゝ法律がある。その法律に觸れたやつは三箇年の懲役、三十万円の罰金に処するといふことがある。そのことをあなたも考へなければなりません。今ここに、工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため云々といふ法律がある以上は、國民は、おれたちの工業面も、おれたちの経済面も、ひとつこの特別会計によつて援助を受けたいという望みを持つに至るであらうことは當然であります。これは誠に字の通りの判断をして来るであらう

よう。そうした場合に、實際はこういうふうな書いてあるのだが、これは実はもうそつぱちであつて、軍需生産以外のものは相手にしないのだ、こういうような答弁をして、それでもつて法律の權威が保たれるであらう。先般他の委員会でこの論議がなされ、たしか外務大臣であつたかと思ひますが、そのような理論を聞いておると、まさしく法律の文字そのものを直した方がいいのじやないかと思ひました。こういう断定的な見解を述べられて、そのことが終つております。従つてその問題は、やはりこの法律を審議する当委員会にその案件が持ち込まれておるわけであるかと思ひます。私はこの機会に物事を明確にいたします。私は、アメリカとの協定がさういふ文字を使つておつたといひましたが、その協定の本身そのものは、これは防衛生産並びにその関連産業だ、そういうことにその内実があるといひます。ならば、内実そのまゝの文字をもつて、國民にその特別会計の資金の運営のあり方というものを明示することが、最も親切なあり方であり、民主政治の責任のある政治のあり方だと私は思ふのだが、これに對してはお御見解はどうであらうか、さらにお伺ひしたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 私は、何らベテニでもなく、何らうそを言つておるのでもない。これはちゃんと協定に書いてあるのだ、協定第一条をごらんください。日本國の工業の援助のため、及び日本國の経済力の増強に資する他

の目的のため、」こう書いてあるのだ、その文句をそのまま使つておるといふことは、協定に忠実なゆえんであり、これが何ら誤解を生まぬことは、多數の方が御承知の通りであります。これを以て誤解する必要は何もないと私は考へるのであります。従つて御意見の次第は御意見の次第として承つておきますが、この協定に基き、これによつて特別会計をつつたときは、その文言の中に「前記の特別勘定から円価額を」云々といふことがありますが、正し、かように考へております。

○春日委員 そういたしますと、協定の文字そのものをここへそのまま讀取して載せたわけだが、内実はそんなものではない。實際は一般工業生産とか一般経済力、中小企業の問題、農村経済の問題、その他庶民生活の問題、こういう問題は問題にはしないので、實は防衛生産そのものに局限するのだ、讀取してみればこんなことになるので、とりあへず載せて置いた、こういうふうにご了解いたすべきでございましょうか。それとも、これは防衛生産並びにその関連産業ではあるが、いゝことに一応言われておるけれども、しかし日本國政府の独自の權威において、アメリカに極力折衝をして、他の平和産業あるいは農業経済、こういう方面へもこの金を運営すべく、必要があればアメリカと大いに協力するといふ決意が政府にあるのであるかどうか、この点はきわめて重要な問題であらうと思ひますので、明確にいたしておかれたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 この点は先ほども

申し送り、防衛産業、関連産業並びに工業力の改善の基礎となる産業、こういうものが主になるという事は、私が先ほど繰返し井上さんに答弁した通りであります。しかしながら私は向うとの協定の面から見ても、もう少し広く解釈ができるから、現実の問題として、三十六億という金ではそこまで及ぶという事はむずかしいであろうけれども、また先へ行つて、広い意味での日本の経済力の何にも使つてもらうように話をしたいらう、こういうことを考えておるのであります。現実に問題としてはむずかしい、私は率直にそう思つておる。だから率直にこれを申し上げておる。しかしながら、これは一年で終るものではございませんから、先に行つたときにこういうふうなという話をし得るようになされた方がよいのではないか、かように考へております。またそのときは事情に基いてする考えでもおります。

○春日委員 きわめて重要な問題でありますので、くどいようであります。さらに問題を解明しておかなければならぬと思つておりますが、そういたしますと、この四条の「政令で定めるところにより」というこの政令が、将来にわたつてこの条文解釈の上に大きな作用をいたすであろうと思つておられます。従ひまして、本法案成立後におもむくに政令をお定めになるかもしれませんけれども、しかしながら、ただいまの御答弁等に関連をいたしまして、やがて定められるであろうところの政令の内容は、本法律案

の審議にあつてきわめて重要な要素にならうと思はれますので、この政令の内容等につきまして、あらかじめ御構想になつておるところをこの機会にお示し願ひたいと思つてあります。

○小笠原国務大臣 政令は御承知のごとくこれのみではきめにくいので、双方の合意によつてものがきまつて来るのであります。また合意に到達しておりません。またこちら側がどう話すということもまたおつておらぬ。これは先ほど井上委員にもお答えした通りであります。従ひましてそれがきまらなければ、政令というものはきまりません。

○春日委員 そういたしますと、この政令によつて資金の運用ができ、しかもその資金の使用が行われる。従ひまして実質的にはこの法律は、一つの形式、まあ、処理するような事柄であつて、この法律の死命を握るものはこの政令の内容に盛り込まれて参るのではないかと思つておられます。従ひまして、この法律に占めることこの政令の比重は非常に重いものがあると考えられますので、私もはむしろこのことは法律の中で明文化していただくべき事柄であると思ひますが、しかしなお対外折衝等の必要等があつて政令にゆだねられておるといたしますれば、本法案を審議する一つの基礎的な要素といたしまして、当然この政令の内容等にまたがつて審議検討を行わなければならぬと思つておられます。従ひまして政府は、すみやかにこ

の政令の内容等について構想されているところを本委員会に大体御内示を願ひまして、あわせてこれを関連的に審議いたしまして、本法律案に対する態度を本委員会としては決定したいと思つておられます。

なおこの機会でございますので、特にお大臣に申し上げておきたいことは、大臣の御意見によりまして、あなたはほとんどアメリカにべたばれでいらつしやる。そのことが祖国と民族に対して将来大きなあやまちをもたらすことがあるのではないかと大きな心配が改進黨の内藤君の質問となつて現われ、私のこの質問となつて現われておるのでございます。なるほど国の経済は今非常に疲弊いたしております。貿易も行き詰まつておるし、中小企業は倒産相次いでおる。大企業もほとんど行き詰まつた形でございます。ほとんど下請企業に対する手形の不渡りとか、あるいは長期延滞といふこと、ほとんどあなたの方のせいでありまして、どういたしても、内外ともに経済が行き詰まつておる。そこでその窮余の一策として、あなた方が対外的にアメリカに依存をされようといはして、こういう特殊の供与を受けてそれによつて云々という措置がここにとられようとしておるのではありませんか、このことは、将来日本を大きくのつぎきならないところへ無理やりひつぱり込んで参るような危険があるのではないかと、私のことがたいへんに心配されるわけでございます。申し上げるまでもなく、アメリカの政策はエキセント

リックであります。たとえば私も現在持つておりますこの憲法、これはマツカーサーにより、特にアメリカ政府によつて承認されたものであります。が、ニクソン副大統領が来て、これはえらい間違ひをやつたものだといふて、数年ならずしてアメリカの政策といふものはこつとかわつてしまつておる。あるいは蔣介石政権の中国における立場であります。ボツダム宣言あるいはヤルタ協定において、彼らはほんとうにアメリカの同盟者であつたわけでありまして。ところが今日彼が南支那海の孤島に追ひやられてしまつても、これに対して何ら格別の措置が講じられてはいない。いづれにしてもアメリカは、こういうふうな、きよう思つておつたことがあつたはもう違つたですよ。そういうところへ歯車をがらり合せてしまつて、それではたして日本経済の自立が達せられるでございましょうか。本年度はいずれにいたしましても五千万ドルのこういう事柄でございまして、これが来年度、再来年度においてだん／＼累積されて行く。そういたしますと、日本の経済は自立するといふ方向への進路を失つて、やがては米國経済に依存をして行くという面がだん／＼大きくなつて参るでございましょう。そうすると、経済自立のチャンスは失われてしまつて、遂に米國経済に百パーセント隷屬するといふ形になつて参るのではないかと、私には思ひます。そういうことでありますれば、日本の経済は一応アメリカの援助によつてだん／＼／＼／＼な面か

ら助けられるであらうが、そこで立ち上つて行くものは何であるか。このM S Aの援助によつてだん／＼と拡大強化されて行くものは、結局防衛生産であり、軍需生産である。これは、アメリカの兵器工廠に日本がみずから随し去つてしまふ形になるのであつて、結局平和的文化国家をつくるのか何となくいうようなことは跡形もなく消えうせしてしまつて、ここにきよ上るものは実にアメリカの兵器工廠であり、結局軍國日本がきよ上つてしまふのである。今の日本の経済は非常に困難な立場にある。しかしただでくれるものをもらえれば、これはきよわめて安易な法ではあるけれども、きれいな花には大きな毒が含まれておる。これは昔のはやり歌にもあります。ただより高いものはございませぬ。ただでもらつて、これはありがたいありがたいと言つて、私どもの質問に対して認識不足のような、しかしつづけるような御答弁を大臣はなさつておられますけれども、ほんとうにわれ／＼が困難の中に耐えて、経済自立の方向をどこに置くかということであつたら、世帯の苦しいときに、どこからか仕送りを受けるといふことは、めかけになれと言われて、めかけになつてしまふようなものである。こんな權威のない話はございませぬ。

大分時間が過ぎて、大臣は委員長とひそ／＼話をしておられるようでありまして、私はこの辺でやめますけれども、すでに内閣に対する不信任案が提出されんといはしておられます段階において、こういう国の運命を預ける

ような重要法案が本委員会を通過する
ということとはとても考えられませ
し、ただいま申し上げましたように、
第四条の重要な関連要素であるこの政
令の内容等も大体の御内示を受けなけ
ればなりませんので、いずれそういう
資料を御提出願つて、あわせて質疑を
続行することといたしまして、本日は
これをもつて質疑を一応打ち切ります。
○福田(繁)委員 本日はこの程度にし
ておいて、明日定刻から始めて質問を
続行されんことにして、散会されるよ
う動議を提出します。
○浅香委員長代理 本日はこれにて散
会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和二十九年四月二十四日印刷

昭和二十九年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局